

私たちが浦白には誇らしき特産品や風景が数多くあります。私たちの浦白には誇らしき特産品や風景が数多くあります。私たちの浦白には誇らしき特産品や風景が数多くあります。

こども園では、表現することを大切にしています。音楽はその一つです。

子どもの可能性を 広げることは大人の責任

気づけば音楽と表現がある生活に
浦白町で保育教諭を始めてから十五年が経ちます。美唄市の出身で小さい頃からピアノを習っていて、吹奏楽、短大ではミュージカルも経験しました。祖母が大切にしていたお琴は大人になつてから習い始めました。気づけば表現することや文化に触れることが自分の生活の一部になっていきます。強く意識してきたわけではないですが、振り返ると音楽や表現に導かれてここまで来た気がします。

子どもの「世界」を広げ、 挑戦する力を育む



橘 希美 さん

地域の人々が来やすいコンサートを始めから、楽しみにしてくれる声もあります。

子どもたちの自信の芽を、 地域で育む

子どもたちには自分の気持ちを表現できるようにしてほしい。音大出身の先生も加わってくれて、園全体で力を合わせて音楽活動が続いています。地域の人の向けて年に二回コンサートを開きます。使わなくなった小学校の鼓笛隊の楽器を借りてきて、子どもたちに吹かせてみました。意外とできるものです。メロディは無理でもタイミングで音を出すだけで曲になっていく。工夫次第で本物の音楽体験になります。

演奏が完璧であることが目標ではありません。子どもたちが「できる」と実感する体験を積み重ねてほしい。それが目標です。

自分の孫が出ていなくても見に来てくれる人がいる。子どもたちも「自分の演奏を地域の人が楽しんでくれている」と実感しています。それは大きな自信になります。知らない人に褒めてもらうことは、親や先生からの言葉とはまた違って深く心に残るものです。

今、園には四十四人の子どもがいます。この子たちが成長し大人になった時、どうか、自分のことを好きでいてほしい。自分のことを認めて、胸を張って生きてほしい。そのために「地域から愛される」という体験が必要だと思います。浦白はそういう環境があります。本当にありがたいことだと感謝しています。

音楽に限らず、美術館やお化け屋敷を企画して地域の人を招待することもあります。百人以上が来てくれて、保護者も一緒に手伝ってくれる。子どもたちにとっても地域にとっても楽しい時間になっています。

園に来て何かしてみたいと思ったら、ぜひ言うってください。できることを持ち寄り、一緒にやれば楽しくなります。つながりも広がって、子どもたちの元氣や楽しみにつながります。地域ぐるみで子どもを育てていけたらと思っています。

子どもたちが大きくなったときに、「自分には好きなことがある」「挑戦できる」と思えるように。地域みんなの豊かさの中を押さえることは、地域社会の豊かさにもつながるのではないのでしょうか。

橘 希美（たちばな のぞみ）さん●1978年生まれ。美唄市出身。浦白町認定こども園なかよし副園長。最近では独学でフルート、三線、カリンバも勉強中。趣味は舞台観劇。様々なジャンルを観劇し、マンガやアニメなどポップカルチャーの世界観を舞台で再現する「2.5次元舞台」にも造詣がある。

11月30日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



（ホームページ）



浦臼町高齢者等冬の生活支援助成事業について

今年度も厳しい冬期間の生活、生計を支援するための事業を実施します。

給付の対象は昨年同様、灯油を使用している世帯とオール電化住宅の世帯で、助成金額は1世帯8,000円です。

対象は下記の「対象者の条件」を全て満たしており、かつ「対象世帯」のいずれかに該当している世帯です。該当すると思われる世帯には10月下旬に申請書等を送付しておりますが、申請書等が届いていなく該当となる心当たりのある世帯の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

「対象者の条件」

- ・令和7年11月1日現在で浦臼町内に住所を有し、現に居住している者
- ・町民税非課税世帯で、町税の滞納がない世帯

「対象世帯」

- ・令和7年11月1日現在で65歳以上の者が属する世帯
- ・身体障害者手帳1級又は2級に該当の者が属する世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当の者が属する世帯
- ・療育手帳A判定に該当の者が属する世帯
- ・ひとり親家庭等の母又は父の世帯
- ・生活保護受給世帯

※独居世帯で長期入院又は施設等に入所している者は非該当。

当事業で利用（給油）可能な業者は次の町内事業者に限ります。

ピンネ農協浦臼給油所・宮野商事株式会社・有限会社マルフク尾花

お問い合わせ 福祉課介護福祉係（保健センター）電話：0125-68-2288